

CARE MANE PORT

京都

ケアマネ・ポート

CONTENTS

- 2 「ケアマネ・コム」の
内容と利用方法
- 4 医療保険&介護保険情報
- 5 介護保険Q&A
事務局からのお願い
- 6 京都市南ブロック全体会
- 7 理事会報告
- 8 編集後記

VOL.

5

march 2002

「ケアマネ・コム」の内容と利用方法

京都府介護支援専門員協議会ホームページ

この度、京都府介護支援専門員協議会のホームページ「ケアマネ・コム」を開設しました。これは通常のホームページとは異なり、イントラネットという会社が提供している既成のものを利用しています。したがって、自由に画面をレイアウトしたりはできませんが、重要な情報を迅速にお伝えしたり、会員同士の意見交換などが可能です。また登録された会員のみがアクセスできるものとなっています。

各コーナーの紹介

1. 電子会議室

ケアマネの仕事をしている上で、分からないことや人に聞きたいことなど質問・相談、あるいは「こんないい情報がありますよ」、「こんな体験をし、こういうふうに対処しました」といったことの紹介を書き込んで下さい。また、他の会員の書き込みに対し、回答やアドバイスをして下さい。もちろん、役員や事務局も回答します。これによって、例えば困難事例に直面した時に相談するチャンネルが増え、悩みの解決に役立てればと考えています。また、他の会員にも参考となる質問と回答があれば、会報のQ&Aに転載させていただきたいと考えております。

2. 伝言板

各種研修会情報等、本協議会から会員各位へのお知らせを記載します。また、各地域における勉強会のお知らせなど会員から他の会員への伝言も掲示して下さい。

3. 共有フォルダ

厚生労働省などからの新しい通知や全国介護保険担当課長会議の概要など、いち早く会員各位にお知らせすべき情報で、伝言板に掲載できないほど量が多いものをデータで保存します。隔月発行の会報よりスピーディにお知らせできます。今掲載している「2月12日全国介護保険主管課長会議」で、15年4月からの介護報酬改定のスケジュールが発表されています。これによると、14年7月には新介護報酬の骨格が示され、15年1月には諮問・答申される予定（つまり1月には新介護報酬が明らかにされます）です。これらの情報も入手次第この共有フォルダに掲載します。

これらは、保存後4日までは「新着情報」にも表示されます。一太郎、ワード両方で保存してありますので、どちらかご利用のソフトの方をご覧下さい。またデータですから見るだけでなくダウンロードして利用することもできます（著作権とか細かいことは言いません！）。

会員の皆さんからも伝言板や電子会議室に書くには量が多すぎる場合や、エクセル等のデータによる情報がありましたらこちらに保存下さい。

「ケアマネ・コム」の内容と利用方法

◆現在の掲載内容

①区分支給限度基準額の一本化について、②返戻のしくみと対処について③2月12日全国介護保険主管課長会議の概要、④居宅介護支援事業所用運営規程のモデル、⑤居宅介護支援事業所用契約書・重要事項説明書のモデル

4. グループリンク

厚生労働省、京都府、WAMNET等介護保険に関係するホームページをリンクさせています。

5. マイリンク

会員にお知らせしたいホームページがありましたら、こちらにリンクさせてください。ホームページをお持ちの通所系または入所系事業者で、ホームページで空き情報を知らせているところはここにリンクさせていただいたら、助かるケアマネジャーはたくさんいらっしゃると思います。

6. スケジュール

こちらにも研修会、講演会等の情報を掲載していきます。

利用上のご注意

いずれのコーナーも個人や特定の事業所を中傷するような内容等は決して書かないでください。また、自事業者のあからさまな宣伝も遠慮して下さい。登録された会員のみ利用できるクロージドのものですから、モラルあるご利用をお願いします。万一不適当な書き込みがありましたら、管理者の方で削除させていただきます。この「ケアマネ・コム」を皆様の手でよりよいものにしていきましょう！

「ケアマネ・コム」にアクセスするには

イントラネットを利用した「ケアマネ・コム」は、登録会員のみが利用できるものとなっており、アクセスするためには登録手続きを行い、ID、パスワードを取得する必要があります。登録のためにはまずパソコンのメールアドレスを事務局へメールで（アドレス：kyotocaremane@aol.com）お知らせいただく必要がありますが、入会時にアドレスをご記入いただいた方に近々登録の案内をメールでお送りします。そのメールにケアマネ・コムのアドレス、及びID、パスワードが掲載されています。ケアマネ・コムを開いてID、パスワードを入力すれば手続き完了です。

※一度登録されても本協議会を退会されれば、ケアマネ・コムメンバーリストからも削除しますので、ID、パスワードを入力してもアクセスできません。

医療保険&介護保険情報

メディアレポート

◆15年介護報酬改定のスケジュール

社会保障審議会介護給付費分科会では13年10月から各サービスの論点整理を行い、14年3月中に論点を整理する。その後4月に介護事業経営実態調査を行い、5月からの審議会で論点整理の第2ラウンドを開始する予定である。7月には介護報酬の骨格を設定し、この骨格設定時に施設サービス等の給付費平均額が決定される見込みである。14年10月より介護報酬の単価設定に向けての論議を介護事業計画実態調査報告結果を元に議論し、15年1月に諮問・答申が行われる予定である。

次期改定の論点は、①現行サービスの適切な評価②在宅サービスの重視③保険財政への影響を踏まえた効率的・適正化④介護保険サービス相互間の整合、介護保険と医療保険の整合などが主要内容である。

注目の居宅介護支援費についてはアップがコンセンサスとなっているが、アップの形は各種加算の新設が見込まれる。ただ、介護サービスの利用量が増えており、先日の新聞報道でもあったとおり給付実績が見込みを上回っている状況の中で、介護報酬を上げるためにはあらたな財源の確保が必要であるが、現在の状況では大幅な保険料アップは見込めず、したがって、他のサービスの報酬が削られることになると思われる。

◆14年度介護支援専門員実務研修受講試験

14年度の試験は10月27日（日）に実施される。なお出題範囲はこれまでは「介護保険法及び関係法令に規定されたものとし、通知により示されたものは含まない」とされていたが、今年度から「関連通知の中で基礎的知識及び技能を有することの確認のために必要な内容」を含む予定である。したがって、「介護支援専門員基本テキスト」も改定されると思われる。

◆市町村の訪問調査委託事業所について公取委が報告書

訪問調査については、原則として市町村職員が実施することになっているが、実質的には大部分の市町村で、居宅介護支援事業者に訪問調査を委託している。市町村の中には、福祉サービス協会や、市町村社会福祉協議会へのみ委託して、民間事業所には委託しないケースもある。これは民間事業所に委託すると、訪問調査の段階で「利用者の抱え込み」を行う民間事業所が出現するという理由である。しかしながら、例えば既に医療保険で訪問看護を実施している利用者が介護保険を申請した場合、訪問調査の委託先がフリーであれば、既に訪問看護を実施している事業所のケアマネジャーが利用者の状況を最もよく知っていることから、正確な要介護状態を訪問調査に反映できるというメリットもある。

今回、公正取引委員会は、市町村が訪問調査を特定事業所にのみ限定して委託し優遇することにより、特定事業所のみが利用者の情報を知り得ることになり、他の事業所と競争原理が働かなくなる、他の事業所に比べ有利になることが不合理であるという報告書をまとめている。この報告書は「介護保険適用サービス分野における競争状況に関する調査報告書」と題し、「市町村によっては特定の事業所に優先的に委託等を行っていることが利用者獲得をめぐる競争に影響を与えている状況がみられる」という内容である。本報告書の目的は、介護保険制度の発足当初は居宅介護支援事業所も少なく、指定を受けた順に機械的に訪問調査を委託していた市町村もあった。しかし、最近では委託事業者の数が増えていることを理由に新規の事業所に委託をしない市町村があり、このような理由のみで委託業者選定基準を定めることがないように「明確な指定事業所の基準を定める」ことを要請したものである。

しかしながら、困い込みを制限するため公正取引委員会は、同時に事業者団体にも、訪問調査の際に他の事業所のサービスを受けているものを誘導させたり、訪問調査を市町村から委託されているとの広告活動を制限するような指導も行っている。同時に、サービス内容を明確にしたパンフレットを作成して（現在はパンフレットの作成は事業者における任意の作成）、利用者にとってサービス内容が評価しやすい状態を確立するような要請もしている。

介護保険Q&A

Q1 例えば通所介護で施設基準上必要な人員が病欠で不足した日がある場合、70/100で算定するが、介護給付費明細書はどのように記載すればよいか？

A1 例えばその方の利用が5回あり、そのうち1回が減算の対象であれば、4回分は通常通り記載し、減算対象分はあらたに別の行に記載する。その際「サービス内容」欄、「サービスコード」欄は同じで「単位数」欄に70/100した（小数点以下四捨五入）単位数を記載する。定員超過による減算も同様。

Q2 病院・診療所の介護療養型医療施設では、個室料を徴収している場合、療養環境減算（病院：105単位、診療所：90単位）が適用されるが、短期入所での利用の場合も適用されるか？

A2 適用される。したがって、病院・診療所の介護療養型医療施設の短期入所療養介護を利用する場合で、個室の利用を希望される場合は個室料を徴収しているか確認が必要である。

Q3 訪問看護については急性増悪した場合や末期の悪性腫瘍などは医療保険適用であり、これに該当する利用者への一部負担金の説明のため、今回の診療報酬改定で、訪問看護費の点数及び負担金の変更があれば教えていただきたい。

A3 訪問看護、訪問リハビリテーションの診療報酬は変わらない。ただし一部負担金が4月1日から下記の通り変更になるので注意が必要。

・医療機関

定額制を採用している場合：

800円→850円（月4回まで）

定率制を採用している場合：

月の限度額3,000円→3,200円。

・訪問看護ステーション

定額制を採用している場合：

600円→650円（月5回まで）

定率制を採用している場合：

月の限度額3,000円→3,200円。

事務局からのお願い

「京都ケアマネポート」では「介護保険Q&A」のコーナーを掲載し、皆様方からいただいた質問と、それに対する回答を掲載していきたいと考えておりますので、介護報酬について、介護保険制度について、その他なんでも結構ですのでご質問がありましたらFAXまたはEメール（kyotocaremane@aol.com）にてお送り下さいますようお願いいたします。

なお、ご質問いただいた方には直接ご回答差し上げる予定です。また、機関誌に掲載する場合はお名前等は掲載いたしません。

先般13年度の実務研修を修了され、はれてケアマネジャーになられた方も多いと思います。その他、12年度以前にケアマネジャーになられた方を含めて、まだ本協議会に加入されていない方が、皆様のまわりにいらっしゃいましたら、どうか加入を勧めてください。

京都市南ブロック全体会

京都市南ブロック全体会

日 時：平成14年 3 月16日（土）午後 2 時～ 4 時30分

場 所：修徳ホール 4 F（下京区新町通松原下ル）

参加者：約90名（非会員45名含む）

内 容：●油谷桂朗京都府介護支援専門員協議会会長は開会挨拶で、この協議会の設立趣旨は、現場で活躍するケアマネジャーの共通の悩み、問題をみんなで解決していこうということ。ブロック活動で出た意見を集約して京都府・京都市、あるいは厚生労働省に見具申していくと述べた。

- 第 1 部の講演で京都府高齢化対策課介護保険室の浅田室長は、過去 2 年間の京都府の介護保険制度実施状況と、14年度の介護支援専門員への支援事業について報告。さらに介護支援専門員に期待することとして、制度の適正な運営の一端を担うことから、利用者の利益のためにも不正なサービス事業者等があれば京都府に連絡いただきたいと付け加えた。

- 第 2 部では約10人程度のグループに分かれて討議を行った。その場で出された主な問題点、意見等は以下の通り。

①困っていること、悩んでいること等

- ◆最近ショートステイの予約が全く取れなくなった。ショートステイの絶対数が不足している。
- ◆入退院を繰り返す利用者の場合、その都度各サービス提供事業者に連絡を入れなければならない大変である。さらに事業者側が制度に理解の薄い人が対応することがある場合もあり困ることがある。
- ◆特養や老健の入所手配をしても無報酬なので、職場の理解が得られにくい。
- ◆ケアマネを支援するのは所属する事業所である。したがってケアマネジャー個人ではなく居宅介護支援事業所への働きかけが必要である。

②行政との関わり

- ◆特に困難事例などは行政とも連携して対処しなければならないのに、利用者の生活に関すること全てがケアマネジャーに押しつけられる。虐待や介護放置があっても行政の腰は重い。
- ◆住宅改修の書類の書き方等細かい点を丁寧に説明してくれるので助かる。

③ケアマネジャーをしていて楽しかったこと

- ◆利用者から「この人がいいよ」「この人にお願いしたら」と他の利用者を紹介されたとき
- ◆頼りにされていると感じたとき
- ◆利用者との距離や、家族との距離が縮まったと感じたとき
- ◆利用者に「ありがとう」と言われたとき

理事会報告

第11回理事会（平成14年1月28日）

1. 報告

- (1) 各種委員会の状況について
- (2) 日本ケアマネジメント学会公開講座・第1回近畿介護支援専門員研究大会協賛広告と大会発表者推薦について
- (3) 居宅介護支援事業所・介護老人保健施設実態調査、介護支援専門員アンケート調査の実施（京都府・京都市からの受託事業）について
- (4) 京都市高齢者・障害者権利擁護ネットワーク連絡会議第2部会について
- (5) 第4回介護支援専門員実務研修受講試験の実施状況について
- (6) 介護支援専門員実務研修・前期講義への講師派遣について
- (7) 府立総合社会福祉会館へのパーティション寄付に伴う「寄付物品受領書」の受理について
- (8) 事務局職員の交替について
- (9) 第2回身体拘束ゼロ推進委員会の状況について
- (10) 京都府立与謝の海病院の医師に面談した際の面談料について

2. 協議

- (1) 役員の改選について
- (2) 平成14年度総会について
- (3) (社)日本社会福祉士会近畿ブロック研修会への出席者について
- (4) 平成13年度地域福祉権利擁護事業にかかる関係機関連絡会議への出席について
- (5) 日本医師会からのケアマネジメントの実態とその課程における意見書活用状況等に関するアンケート調査協力依頼について
- (6) 「地域ケアリング」（北隆館発行）の依頼について
- (7) 協議会会費の納入時期にかかる会費繰り入れ年度について

第12回理事会（平成14年3月20日）

1. 報告

- (1) 各種委員会の状況について
- (2) 日本ケアマネジメント学会公開講座・第1回近畿介護支援専門員研究大会の開催について
- (3) 平成12年度東京都「かかりつけ歯科医意見書」活用モデル事業に関する分析報告書について
- (4) 兵庫県介護支援専門員協議会の「介護保険制度と介護支援専門員の業務内容に関する国への要望」について
- (5) 「地域ケアリング」（北隆館発行）編集部から依頼の「ケアマネジャー地方回覧板・京都府編」の原稿について
- (6) 全国高齢者保健福祉・介護保険関係主管課長会議について
- (7) 居宅介護支援事業所・介護老人保健施設実態調査、介護支援専門員アンケート調査の回収状況について

2. 協議

- (1) 第2回高齢者問題京都市域シンポジウムへのパネリスト派遣について
- (2) 入会状況及び会費納入の口座振替導入について
- (3) 近畿府県介護支援専門員協議会等代表者会議の開催にかかる議題について
- (4) 平成14年度総会（事業計画・予算・日時）について

編集後記

責任と権限の狭間で

介護保険法が施行されて2年が経とうとしている現在、施行直後のバタバタはなくなり何とか落ち着いてきている。しかし、2年が経過した今確実に言えることは広く市民の方々が介護保険を知り、ケアマネジャーの存在が認知されてきていることであろう。これは和歌山の事件でのマスコミの取り上げ方がよい例であろう。また昨年の10月より介護保険料の全額徴収が始まり要介護認定者数が増加しているのはモラルハザードが働いたことも一因ではないだろうか。

介護保険が始まる以前に比べ相談員（ケアマネ）の立場は事業所からより相談員個人への依存傾向が強くなってきているように感じる。これは〇〇事業所の△△さんとの契約という契約主義が影響していることも考えられるが日々担当者がケアプランやサービス提供票に名前が明記されており、サービスの利用・変更・調整全てにおいてその担当者が窓口になっていることが一番の理由と考える。

頼られるケアマネとは一言で言っても一人で担当しているケースの数や提供しているサービスの量や質は地域や事業所によっても千差万別で利用者にとって最もふさわしい、

有効なサービス利用を日々模索しているのが現状であって、時にはメンタル的なケアもあり家族とのニーズの調整もあり抱えている問題は山積みではないだろうか？こんな中頼られることに対する責任は多大なものがあり、経済的なことや利害関係など事業所との兼ね合いも視野に入れた相談業務の中で果たして権限は何処まであるのか？守秘義務に関する公務員に順ずる法的責任の重さを感じつつケアマネ個々の責任感で日々の業務が維持できている現実がある。

PTSD（心的外傷後症候群）という問題が取りざたされる昨今、それに対応するカウンセラーの精神的なフォローアップ体制の問題がクローズアップされてきているが、前述のような環境で日々業務を行なっているケアマネにとっても責任と権限を果たすためには心のよりどころとなる機関や体制が必要不可欠になってきているのではないかと。2年が経過した今、介護保険保険制度という大きな流れに飲みこまれ、希望と強い責任感や使命感で日々頑張っているケアマネが、個々の力量が発揮できるモチベーションを維持するための“癒し”の時間や機会が与えられる会に発展していけば、平成15年、17年の節目に向けてより一層のスキルアップも図れるのではないだろうか。

編集委員

武田病院グループ本部福祉事業部 小林啓治

京都ケアマネ・ポート「5号」

発行人
編集人
発行元

2002年3月31日 発行

油谷 桂朗

上原 春男

京都府介護支援専門員協議会

〔連絡先〕

〒604-0874 京都市中京区竹屋町通烏丸東入清水町375

府立総合社会福祉会館（ハートピア京都）7F

TEL. 075-254-3970 FAX. 075-254-3971